

# 若手技術者育成方式についての質疑応答集（FAQ）

（H31.4.1 現在）

## Q 若手技術者がいないと入札に参加できないのか

A 若手技術者や指導技術者の配置は入札参加要件ではありません。したがって、若手技術者を配置できない場合、若手技術者を配置できるが指導技術者を配置できない場合でも入札に参加できます。

## Q 施工後の実績について

A 指導技術者の技術指導を受けた若手技術者は、施工後は、通常の工事と同様に同種工事の実績として認められます。ただし、指導技術者については、同種工事の実績として認められません。

## Q 指導技術者を選任した場合の手続きはどうすればよいのか

A 指導技術者を選任した場合は、「指導技術者選任届」に必要事項を記載のうえ提出して下さい。なお、様式は下記ホームページを参照下さい。

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/13031/youkou/k/kisoku.html>

## Q 指導技術者が若手技術者に行う必要な技術指導とはどのようなものか

A 必要な技術指導とは、当該工事の品質、出来形を確保、向上させるための過去の経験等に基づく留意点等のアドバイス等を行うことです。なお、指導技術者から若手技術者への技術指導とは、必ずしも工事現場での指導を義務づけていません。工事現場での指導は必要に応じて行えばよく、会社内での指導でも構いません。

なお、指導内容は指導内容報告書により指導技術者から監督員あて報告することとしております。様式は下記ホームページを参照下さい。

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/13031/youkou/k/kisoku.html>

## Q 指導技術者の指導期間はいつからいつまでか

A 工事着手日から引き渡し完了日までとします。

## Q 若手技術者の定義について

A 入札公告日において、40歳未満の配置予定技術者で、指導技術者による指導を必要とする者としています。指導技術者による指導を必要とする者とは、総合評価方式評価基準において同種工事の実績を有しない者としてします。

Q 若手技術者は他の工事の主任技術者等と兼務可能か

A 主任技術者が若手技術者の場合は、当該工事以外の他の工事の役職を兼ねることはできません。

Q 申請した若手技術者が配置できない場合はどうすればよいか

A 申請した若手技術者をやむを得ない理由（病休、死亡など）で変更せざるを得ない場合は、新たな若手技術者を配置するのではなく、指導技術者と同等以上の実績をもつ者を配置する必要があります。

Q 指導技術者と現場代理人、主任技術者との兼務について

A 他の工事の指導技術者、現場代理人、主任技術者と兼ねることができる工事数は合わせて3件までとしています。3件の組合せは下記のとおりです。

A	B	C
現場代理人	現場代理人	指導技術者
現場代理人兼指導技術者	現場代理人兼指導技術者	
現場代理人兼主任技術者(専任)	現場代理人兼主任技術者(専任)	
現場代理人兼主任技術者(非専任)	現場代理人兼主任技術者(非専任)	
主任技術者(専任)	主任技術者(専任)	
主任技術者(非専任)	主任技術者(非専任)	
指導技術者	指導技術者	

ただし、指導技術者と主任技術者の兼務及び指導技術者と現場代理人の兼務については、石川県からの通知（「石川県が発注する建設工事における主任技術者及び現場代理人の兼務等の取扱いに関する要領の制定について」（平成28年6月3日付け監第411号））に定めた要領で石川県あるいは石川県土木部等を金沢市と読み替えた場合に、この要領に該当し、兼務が認められた工事に限るものとします。

Q 指導技術者と監理技術者は兼務可能か

A 監理技術者は主任技術者の専任性の緩和要件の対象外としています。よって指導技術者と監理技術者の兼務はできません。

Q 複数の指導技術者を兼務する場合の要件について

A 複数の指導技術者を兼務する場合は、工事現場の相互の移動時間が概ね30分以内かつ金沢市内の工事である必要があります。

Q 指導技術者と主任技術者及び現場代理人との兼務は他機関発注工事でも可能か

A 金沢市以外の機関が発注する工事の主任技術者等と金沢市が発注する工事の指導技術者の兼務については、当該機関の取扱いに従って下さい。

Q 指導技術者は、CORINSに登録する必要があるか

A 指導技術者は、CORINSに登録する義務はありません。CORINSに登録する場合は、担当技術者として登録してください。

Q 経營業務の管理責任者とは

A 経營業務の管理責任者（建設業法第7条第1号に規定する者）とは、常勤役員をいい、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き、一定の計画のもとに、毎日所定の時間中、その職務に従事している者です。なお、経營業務の管理責任者と指導技術者との兼務は認めません。

Q 営業所の専任技術者とは

A 営業所の専任技術者（建設業法第7条第2号に規定する者）とは、営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者です。なお、営業所の専任技術者と指導技術者との兼務は認めません。